

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、横浜市保土ヶ谷区バリアフリー基本構想に即して、星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

【星川駅周辺地区】(別添周辺地図1参照)

- (1) 市道鶴ヶ峰天王町線第7147号 総延長約920メートル
- (2) 市道星川岩間線第7143号線 総延長約860メートル
- (3) 市道三ツ沢第300号、301号、306号、307号、308号、317号、及び第380号線 総延長約1100メートル
- (4) 市道天王町第5号、12号、17号、24号及び第93号線 総延長約980メートル
- (5) 市道上星川第480号線 総延長約30メートル
- (6) 国道16号 総延長70メートル

【天王町駅周辺地区】(別添周辺地図2参照)

- (1) 市道天王町第20号、26号、37号、39号、41号、42号、61号、96号、97号、108号、113号、160号及び第162号線 総延長約2630メートル
- (2) 市道星川岩間線第7143号線 総延長約560メートル
- (3) 市道保土ヶ谷駅浅間第7140号線 総延長560メートル

【保土ヶ谷駅周辺地区】(別添周辺地図3参照)

- (1) 県道保土ヶ谷停車場3015 延長約240メートル
- (2) 市道天王町239号線、297号線、355号線、356号線、394号線 総延長約490メートル
- (3) 市道保土ヶ谷駅浅間線7140号線 総延長約550メートル
- (4) 市道川島岩間線7145号線 総延長約40メートル
- (5) 国道1号 総延長約300メートル

2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期

【星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区】

- (1) 交通安全特定事業の内容
 - ア 違法駐車取締まりの強化
 - イ 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - ウ 標識、標示の視認性の確保
 - エ 交通規制の実施
- (2) 交通安全特定事業の実施時期
過去から継続している、継続的に実施する。

3 地点ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期

【星川駅周辺地区】

特になし。

【天王町駅周辺地区】

城南信用金庫前交差点

音響式信号機の設置について検討 今後機会を捉えて検討

【保土ヶ谷駅周辺地区】

特になし。

4 その他交通安全特定事業の実施に際し、配慮すべき重要事項

(1) 音響式信号機等の設置

音響式信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

星川駅周辺重点整備地区
交通安全特定事業



天王町駅周辺重点整備地区
交通安全特定事業



